

(資格の告示)

北海道立漁業研修所告示第9号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年5月15日

北海道立漁業研修所長 高橋 研司

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において北海道立漁業研修所(以下「研修所」という。)が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和7年5月15日に一般競争入札の公告を行う令和7年度総合研修 潜水土講習業務委託契約

(2) 資格

令和7年度総合研修 潜水土講習業務委託に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 役務等の種類

令和7年度総合研修 潜水土講習業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(8) ダイビングインストラクター2名以上及び潜水土国家資格を有する職員を講師として派遣可能であること。

(9) 学科講習時に教材として可搬式再圧タンクを搬入し、それを操作できる者(救急再圧員有資格者)を講師として派遣可能であること。

(10) 北海道内に本店、支店又は営業所等の事業所を有していること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年5月16日から令和7年5月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

（2）申請書類の入手方法

研修所で交付する。

なお、当研修所のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkj/index.html>）においてダウンロードすることができる。

（3）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立漁業研修所 総務研修課

イ 提出先の所在地 郵便番号 041-1404
北海道茅部郡鹿部町字本別 540 番地 198
電話番号 01372-7-5111

4 資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（2）再申請の方法

再申請しようとする者は、3の（3）の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

（1）2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

（2）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

（1）名 称 北海道立漁業研修所総務研修課

（2）所 在 地 北海道茅部郡鹿部町字本別 540 番地 198

（3）電話番号 01372-7-5111